

る責任の改善に関連した措置には、産業のレスポンシブル・ケア・プログラムや、農薬の流通と使用に関する FAO(国連食糧農業機関)の行動規範などの自主的なイニシアチブの更なる策定と実施が含まれるであろう。

表 A. 可能な作業領域とそれぞれの関連活動

作業領域	活動
1 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	1, 165, 207
2 人の健康保護	2-6
3 子供たちと化学物質安全	7-10, 150-153, 245-246
4 労働安全衛生	11-21, 138-149, 255
5 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の実施	22, 99-101, 168, 248-250
6 高度に有害な駆除剤 -リスク管理と削減	23-30, 114-117
7 駆除剤のプログラム	31
8 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	32-42
9 クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)	43-46, 118, 238-242
10 汚染された土地の浄化	47-48, 243
11 ガソリン中の鉛	49, 156, 244
12 適正な農業の実施	50-53, 158-160
13 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)	54-56
14 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質; 高生産量または高使用量の化学物質; 広範に開放系使用している化学物質; その他の国レベルでの懸念のある化学物質	57-60, 157
15 リスク評価、管理とコミュニケーション	61-67, 127-137, 247
16 廃棄物管理(と最小化)	68-73, 161-162, 258-262, 272-273
17 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定	74-79, 237
18 研究、モニタリングとデータ	80-87
19 有害性データの生成と入手可能性	88-97
20 産業界の参加と責務の強化	98, 189-192
21 情報管理と周知	102-113, 256
22 ライフサイクル	119-123
23 環境汚染物質排出移動登録(PRTR)-国家的、国際的登録制度の創設	124-126, 177-180
24 教育と訓練(市民の自覚)	154-155
25 関係者の参加	163-164
26 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166-167
27 国際的協定	169-176
28 社会経済的考慮	181-188, 257
29 法律・政策・体制面	193-198
30 法的責任と補償	199
31 進捗状況の確認	200-201
32 保護区域	202-203, 253-254
33 有毒で危険な製品の不法な取引の防止	204, 263-271
34 貿易と環境	205, 251-252
35 市民社会と公共利益のための非政府組織(NGO)の参加	206
36 国家行動を支援する能力向上	208-236

表 B. 可能な作業領域とその関連活動、行動主体、目標/時間枠、進捗の指標及び実施の側面⁴

リスク削減に対処する作業領域（目的1）

No.	作業領域	活動	行動主体 ³	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
1	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロファイルを策定し、化学物質の適正管理のための行動計画を実施すべき	国家政府 研究センター IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNITAR, UNDP) 非政府組織	2006-2010	行動計画を含むナショナルプロファイルが策定されている。	ナショナルプロファイルの策定を支援するために創設された関係省庁間と多様な関係者からなる委員会
2	人の健康保護	知識を入手し、解釈し、適用する能力の格差を埋めるべき	産業界 国家政府 研究センター IOMC (WHO, OECD) 労働組合	2006-2020 (SAICMの検討期間ごとに成果を出すこと)	能力の格差が縮小する。	エンドユーザーに適切な形で化学物質の有害性、リスク、安全な使用についての情報の入手可能性の改善（工業製品中の化学物質を含む）及び既存のリスク評価の改善

² この表で使用している頭文字の略語表は、添付。

³ 行動主体においては、主要な行動主体を太字で示す。

⁴ 行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面の欄は、第3回SAICM準備会合では議論されておらず、SAICMの実施の一環として更なる検討を要するかもしれない。

3	リスク評価の新たな調和した方法を開発し、使用すべき	IOMC (WHO, OECD) 国家政府	2006-2020 (SAICMの検討期間 ごとに成果を出す こと)	リスク評価の新たな調和した方法が開発される。	容量と反応の関係の評価や脆弱な集団、特に子供たち、妊娠中の女性、家族形成期の人々、高齢者、貧困者たちのリスク評価の方法；リスク評価のための新たな手法
4	行動の優先順位を定め、化学物質を検出し、SAICMの連携についてモニタリングするために、化学物質の人の健康への影響（さらにそれによる経済と持続可能な開発への影響）を測定するための、よりよい方法と基準を開発すべき	IOMC (WHO, OECD) 研究センター	2006-2020 (SAICMの検討期間 ごとに成果を出す こと)	化学品の影響を測定するためのよりよい方法と基準を開発する。 化学品と人の健康は開発途上国アジェンダに含まれる。	国家レベルで利用可能な政策決定の人の健康への影響を測定する手段

5	中毒と化学事故への国家の対応能力を形成すべき	国家政府 地域機関 IOMC (UNEP,WHO)	2006-2020 (SAICMの検討期間 ごとに成果を出す こと)	中毒と化学事故への対応能力をもつ国家の数が増加している。	化学物質事故への中毒センターと監視、警戒、対応のメカニズムの確立と強化への統合された取り組み 地域ごとの技術的協力
6	一連の防止戦略を含めるべき	国家政府 IOMC (WHO)	2006-2020 (SAICMの検討期間 ごとに成果を出す こと)	一連の防止戦略が、国際的、地域的、国家的に含まれる。	教育と意識の向上 リスクコミュニケーションの能力向上

7	<p>子供たちと化学物質安全</p>	<p>子供たちの環境からの健康影響に関する国家的な初期リスク評価を行い、優先される懸念を見つげ出すための手がかりとなるガイドランス資料を作成すべき。さらにそれらの優先される懸念に対処するための行動計画を策定し、実施すべき</p>	<p>IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD) UNICEF, 国家政府 関係者 地域機関 非政府組織</p>	<p>2006-2010</p>	<p>子供たちの環境からの健康（影響）と化学物質安全性の国家的な初期評価がすべての国で行われる。 行動計画が準備され、使用される。</p>	<p>評価のガイダンス</p>
8		<p>リスク評価の不確実性を減らしうる研究のため、必要な基盤整備をすべき</p>	<p>国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)</p>	<p>2006-2010</p>	<p>社会基盤が確立されている。</p>	<p>特に子供関連のエントドポイントに関する毒物学の新規データの収集（例えば、胎内と出生後の発達と成長について）、及び子供たちの化学物質への暴露が懸念される範囲を特定するか、量を定めることを助けるデータの収集 研究者を訓練</p>
9		<p>リスク評価の不確実性を減らせるはずの情報共有し、普及させるためのメカニズムを開発すべき</p>	<p>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 非政府組織 IFCS</p>	<p>2006-2010</p>	<p>メカニズムが開発される。</p>	

10		優先事項として、有害物質にさらされるあらゆる児童就労を排除すべき	IOMC (ILO) 国家政府 労働組合 非政府組織	2006-2010	有害物質を伴う児童就労を禁止する法律をもつ国の数が増加している。 このような法律を実施、施行する能力が、すべての国で改善している。 児童就労に関する ILO 条約を批准した国の数が増加している。	モデル的な法律
11	労働安全衛生	企業の固有のデータベースに適切な労働現場 (workplace) のデータを記録するために、労働安全衛生に関する調和されたデータ要素を開発すべき	IOMC (ILO, WHO) 国家政府 労働組合 産業界	2006-2010	関連する労働現場 (workplace) のデータを記録するための調和されたデータ要素が開発される。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 基準とガイダンス
12		労働者と公衆の健康を保護するために、農業と健康といった分野を含み、化学物質が取扱われる作業状況のすべてをカバーする法制化を考慮すべき	国家政府 IOMC (ILO) 労働組合 産業界	2006-2010	すべての関連部署で法制化が完全を実施される。	実施について策定したガイド ランス
13		化学物質の取扱いにおける健康と環境への影響評価のシステムを開発し、労働安全衛生のプログラムに組み入れるべき	IOMC (ILO, WHO) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006-2010	健康と環境への影響評価が労働安全衛生のプログラムの一部としてすべての国でなされる。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略

14	<p>原住民や部族的な住民を含めて、ILOの安全作業基準 (ILO safe work standards)、ILOの労働安全衛生管理システムのガイドライン (ILO-OSH 2001)、及びその他の拘束力のないガイドラインや行動規範を策定、強化し、更新、実施すべき</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 労働組合 産業界</p>	2006-2010	<p>ILOの安全作業基準 (ILO safe work standards) とガイドラインがすべての国で実施される。 化学物質の適正管理を促進する、その他の法的拘束力のないガイドラインや行動規範が特定され、文書化され、実施される。 その土地の出身者や部族的な実践が文書化され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に関するILOの世界戦略 実施可能な方法論の入手可能性 法律の更新</p>
15	<p>防止的措置を明確に強調した、特定の化学物質管理についてのテキストを含む国家的な労働安全衛生政策を、労働現場のリスク評価と有害性の防止的措置が防止と管理措置の明確な優先性に基づき実行されることを条件として、策定すべき。</p>	<p>国家政府 労働組合 産業界 IOMC (ILO, WHO) 非政府組織</p>	2006-2010	<p>すべての国で労働安全衛生政策が特に化学物質に言及している。 すべての国で、防止的措置を強調する国家の労働安全衛生政策が策定され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に関するILOの世界戦略 中小企業の労働者、非公式な分野の労働者、移住労働者、未登録労働者、未登録の移住労働者、自営業者、日雇い労働者や、子供たち、若者、女性と高齢者を含む脆弱な集団による、労働現場における化学物質安全性へのリスク削減プログラムに対応するニーズの具体化 ガイダンス資料</p>

16	すべての公衆衛生と安全の担当者や専門家たちのために、総合的なプログラムを、すべての労働現場（工業、農業、商業、サービス業）における就業時の化学物質のリスク要素の特定、評価と管理に重きをおいて、用意すべき	<p>IOIMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR)</p> <p>国家政府 労働組合 産業界 非政府組織</p>	2006-2010	すべての国で、就業時の化学物質のリスク要素の特定、評価、管理に重きを置いた、あらゆる公衆安全衛生の医師や専門家との統合されたプログラムが作成され、実施されている。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 訓練施設と資料
17	化学物質の労働安全衛生に関する成功事例とプロジェクトについての情報交換を促進すべき	<p>IOIMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR)</p> <p>国家政府 労働組合 産業界 非政府組織</p>	2006-2010	すべての国で、情報交換のためのシステムが確立している。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 基盤整備
18	企業が従業員を保護することを支援するうえで、化学物質安全データシート(SDS)を作成し、周知させるべき	<p>国家政府 IOIMC(WHO)</p> <p>産業界 労働組合</p>	2006-2010	安全データシート(SDS)が作成され、周知されている。	
19	技術的措置が可能な場合には、労働者の暴露を回避すべき；適切な保護具を提供すべき；保護具の装着の承認について改善し、高温多湿の条件下で使用できるように、保護具につ	<p>国家政府 IOIMC(FAO)</p> <p>産業界 労働組合</p>	2005-2010	就業時の病気や事故の発生数が、一定の減少傾向にある。 保護具の研究が実践的な成果をあげている。	雇用主と従業員の意識の向上 技術的能力の確立

20	<p>いてのさらなる研究を奨励すべき</p> <p>労働者を化学物質に起因する石棉肺やその他のアスベスト関連の病気、及び職業がん、さらに労働衛生上のリスクに基づき置かれている化学物質条約でカバーされている化学物質群から保護すべき</p>	<p>国家政府 労働組合 産業界</p>	2005-2010	<p>石綿肺とその他のアスベスト関連の病気、及び職業がんの症例数が一定の減少傾向にある。</p>	<p>雇用主と従業員の意識の向上 立法</p>
21	<p>職業暴露限界値の設定に向けた調和した取組みに関する、ガイダンスを作成すべき</p>	<p>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 労働組合</p>	2006-2010	<p>ガイダンスが作成される。</p>	<p>国際的、国家的作業グループの確立</p>
22	<p>GHSの実施</p> <p>GHSの実施において、雇用主、従業員、化学物質供給者、行政の役割と責任を特定すべき</p>	<p>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD) 国家政府 産業界 労働組合</p>	2007	<p>すべての国で、GHSの実施における雇用主、従業員、化学物質供給者、行政の役割と責任が確立し、周知されている。</p>	<p>国際的なイニシアチブ: UNITAR/ILO GHS 能力向上プログラム モデル的な法律</p>
23	<p>高度に有害な駆除剤-リスク管理と削減</p> <p>FAOの「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」を完全に実施すべき</p>	<p>国家政府 IOMC(FAO) 産業界 (クワックラフ・インターナショナル(農業業界団体名)) 非政府組織</p>	2006-2010	<p>FAOの「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」を採択した国家数が増加している。すべての国で、FAOの国際行動規範の実施戦略が策定され、実施される。</p>	<p>FAOの行動規範に関する意識の向上 国家レベルでの駆除剤管理へのライフサイクルの取組み</p>

24	適切な技術を含む関連の技術的、財政的支援を受けられるように、国家の持続可能な開発戦略における害虫と駆除剤管理の適切な優先順位付けを行うべき	<p>国家政府 農業関係委員会 (クロープライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) IOMC(FAO) 労働組合 非政府組織</p>	2006-2010	<p>すべての国で、国家の持続可能な開発戦略と貧困の削減文書に害虫と駆除剤管理を優先事項として記載し、それによって関連の技術的財政的支援を受けることを可能にする。</p>	<p>国家の財政的資源 枠組みモデル</p>
25	高度に有害な駆除剤の本質的な有害性評価と地域的な暴露予測について、国家的決定に基づくべき	<p>国家政府 IOMC(FAO)</p>	2006-2010	<p>すべての国で、あらゆる高度に有害な駆除剤の有害性評価が実施される。</p> <p>すべての国で、暴露の評価がローカルな条件下で実施される。</p>	<p>国家の財政的資源 方法論 使用の共通条件に配慮する必要とリスク削減の必要</p>
26	もっとも有害性の低い駆除剤の調達を優先させ、過剰または不適切な化学物質（駆除剤）の使用を避けるための最適な手法を用いるべき	<p>国家政府 農業関係委員会 (クロープライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) 労働組合 IOMC(FAO)</p>	2006-2010	<p>すべての国で、国家と産業界の調達方針がもつとも有害性の低い駆除剤の購入を含む。</p> <p>すべての国で、利用可能な最良の技術 (BAT) に高い優先性がある。</p>	<p>調達方針 利用可能な最良の技術 (BAT)</p>

27	害虫管理について効果的で化学物質を使用しない代替方法と同様に、よりリスクの低い駆除剤の開発と使用及び、高度に有害な駆除剤の代替を推進すべき	農業関係業界 (クロープライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) IOMC(FAO) 国家政府 労働組合 農業団体 非政府組織	2011-2015	すべての国で、高度に有害な駆除剤の使用が削減される。 すべての国で、化学物質を使用しない駆除手法が推進される。 すべての国で、リスクのより低い駆除剤の使用が推進される。	利用可能な代替物質 駆除剤使用におけるローカルな経験 駆除剤使用者の感受性 (sensitization) 化学物質を使用しない駆除手法
28	重要で持続可能なリスク削減を達成したプログラムと、達成がなく、将来のプログラムにおいても具体的評価のメカニズムと進捗の基準がないものを見分けるべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	重要で持続可能なリスク削減を達成したプログラムが記録され、周知される。	OECDの駆除剤使用におけるリスク削減プログラム
29	統括的な害虫と媒介生物の管理を推進すべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国で統括的な害虫と媒介生物の管理が実践され、それらが国家の農業と健康戦略に含まれている。	モデル的な法律 農業の普及サービス (Agricultural extension services) 訓練施設と資料
30	産業界のプログラムのプロダクトレビューと、有害であって一般の条件下では安全に使用できない、高度に有害な駆除剤の自主的な回収を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 労働組合 産業界 (クロープライフ・インターナショナル)	2006-2010	すべての国で、自主的なプロダクトレビューとシフトのイニシアチブが導入されている。 高度に有害な化学物質の自主的な回収が行わ	産業界のイニシアチブ

			ショナル(農業業界団体名))			
31	駆除剤のプログラム	駆除剤の入手可能性、販売、使用を規制するために、駆除剤の管理プログラムを確立すべき。そして、適切であれば、駆除剤の販売と使用に関するFAOの行動規範を考慮すべき	国家政府 IOMC (WHO)	2006-2010	すべての国で、駆除剤の入手、販売と使用の規制が導入されている。	国家の法律 技術的な能力
32	駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	生産/調剤の起点から、残存物と容器の処分までのリスクを管理するため、駆除剤の登録と管理システムを実施すべき	国家政府 IOMC(FAO, UNEP, UNDP, 世界銀行)	2010-2015	すべての国で、駆除剤の登録と管理システムが実施されている。	国家の法律 技術的な能力
33		市場で入手できる駆除剤について、公認された免許による使用を確実にするために検討すべき	国家政府 IOMC(FAO)	2011-2015	すべての国が、市場の駆除剤が公認された免許により使用されることを確認している。	国家の法律 技術的な能力
34		健康の査察プログラムを確立すべき	国家政府 IOMC (ILO, FAO, WHO) 労働組合	2006-2010	健康の査察プログラムが導入されている。	駆除剤の毒性の兆候を認識するための労働者の訓練
35		中毒情報と管理のセンター、及びデータ収集と分析のシステムを確立すべき	国家政府 医療機関 IOMC (WHO)	2006-2010	中毒情報と管理センターが設立されている。	基盤整備 技術的な能力

36	統合された害虫管理戦略と手法に関する情報を有する、普及と助言サービスを農業者組織へ提供すべき	IOMC (FAO) 労働組合 農業団体	2006-2010	統合された害虫管理情報と普及サービスが農業者組織へ提供される。	情報交換のための基盤整備 意識の向上
37	販売店、倉庫、農場における駆除剤の適正な保管条件を確認すべき	国家政府 産業界 労働組合 農業団体 IOMC(FAO)	2007-2015	すべての国で、駆除剤が適正に保管される。	意識の向上
38	食品や環境への残留農薬をモニタリングするプログラムを確立すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, WHO)	2006-2010	すべての国で、残留農薬をモニタリングするプログラムが導入される。	研究所の能力 技術的な能力
39	毒性の少ない駆除剤の販売と使用を可能にすべき	産業界 IOMC (FAO)	2006-2010	すべての国で、毒性の少ない駆除剤が利用可能。	意識の向上
40	使用に適し (ready-to-use)、再使用には適さず、子供たちには入手できない容器に入っており、容器の表示には明確で曖昧さのない、地方の利用者にも理解できる指示の書かれた駆除剤製品を許可して販売すべき	国家政府 産業界 IOMC (FAO)	2006-2010	使用に適した (ready-to-use) 容器のみ、許可されるか販売される。 駆除剤製品には、明確な使用指示書が表示されている。	立法 意識の向上

41	農業従事者が安全な使用方法を適切に訓練されることと、安全な製品使用を充分可能にする個人的な防護を確実にすべき	IOMC (FAO) 労働組合 農業団体 農業の普及サービス	2006-2010	農業従事者が安全な駆除剤の使用について訓練される。	訓練プログラム 訓練の基盤整備
42	個人の保護具の入手と使用を推進すべき	産業界 労働組合 IOMC (FAO) 農業団体	2006-2010	個人の保護具の入手と使用が推進される。	意識の向上
43	クリーナープロダクション (よりクリーンな製造)	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 産業界 国のクリーナープロダクションセンター 労働組合 非政府組織 学会	2011-2015	すべての国で、持続可能な生産と使用を奨励するメカニズムと、適切でクリーンな技術の移行が確立している。 BAT/BEP の実施が推進されている。	国家のクリーナープロダクションセンターの設立 利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行 (BAT/BEP)。
44	よりリスクの少ない製品や工程の開発と使用を推進すべき	産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2011-2015	リスク評価のためのシステムと代替のための基準が確立している。 代替物質のリストとそれらの特性が意思決定を助けるために公表、周	方法論の開発 UNIDO のプロジェクト、アジアと太平洋の安全な駆除剤生産と情報の地域ネットワーク (RENPAF) 代替化学物質

45	化学物質管理の方針、プログラム、活動として、汚染防止の考えを導入すべき	国家政府 労働組合 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2011-2015	汚染防止がすべての化学物質管理イニシアチブに組み込まれる。 汚染防止イニシアチブが実施される。	訓練施設と資料
46	駆除剤に対する FAO と WHO の基準 (specifications) のさらなる策定と採用を支援すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 非政府組織	2006-2010	すべての国で、駆除剤に対する FAO/WHO の基準 (specifications) が策定され、採用される。	モデル的な法律
47	汚染された土地と多発地帯を特定し、市民と環境へのリスク削減のために汚染された土地の浄化計画を策定し、実施すべき	IOMC (FAO, ILO, UNIDO, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局 国家政府 民間部門 非政府組織	2010-2020	すべての国で、汚染された土地の浄化計画がある汚染された土地に対して策定される。	アフリカ諸国における農薬の廃棄削減のためのプログラム (African Stockpile Programme) モデル的な法律

48		事故による汚染を含め、汚染された土地の浄化を確実にすべき	国家政府 産業界	2016-2020	すべての国で、強制的な汚染された土地の浄化が国家の法律で定められる。 化学物質の関連事故に 対処するための緊急事態計画が設定されている。	モデル的な法律
49	ガソリン中の鉛	ガソリン中の鉛を排除すべき	国家政府 IOMC (UNEP, WHO, UNIDO, UNDP, 世界銀行) GEF 産業界	2006-2010	ガソリン中の鉛が廃絶される。	モデル的な法律 四エチル鉛と四メチル鉛についての、ロツテルダム条約のもとの輸入の決定
50	適正な農業の実施	統合された害虫管理のスキームを開発すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	スキームが開発される。	技術的専門性 情報の周知のための基盤整備 意識の向上
51		化学物質を使用しない方法を含む、代替的で生態系に配慮した農業の実践の訓練を提供すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 国家政府 研究及び認可訓練機関 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	化学物質を使わない方法を 含む、代替的で生態系に 配慮した農業の実践訓練の プログラムが、すべての国で 開発される。	方法論とテクニック

52		リスクがより少ないか、安全な駆除剤の入手を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合	2006-10	入手が推進される。	意識の向上 情報の周知のための基盤整備
53		害虫と病気に抵抗力をもつ作物種の開発に着手すべき	国家政府 農業関係業界 研究機関 IOMC (FAO) CGIAR	継続中	害虫と病気に抵抗力をもつ作物が増加する。	研究の能力
54	残留性蓄積性毒性物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs)	非常に毒性が強く、難分解、高蓄積の有機化学物質についての安全で効果的な代替物質の使用を、化学物質を使用しない利用を含めて推進すべき	国家政府 研究センター 労働組合 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)	2016-2020	代替物質が特定され、使用される。	リスク評価の方法論 残留性蓄積性毒性物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs) の代替物質に関する情報の入手 有害化学物質の管理のための、優先順位の詳細な特定

55	<p>残留性蓄積性毒物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性毒物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs) を含む、不合理で人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群の評価と関連する研究の優先付けをすべき</p>	<p>産業界 国家政府 労働組合 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)</p>	2016-2020	<p>残留性蓄積性毒物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性毒物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs) を含む、不合理で人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群が評価と関連する研究のために優先付けられる</p>	<p>リスク評価方法論 訓練</p>
56	<p>広範囲の化学物質を対象とする環境関連の多国間協定や戦略を考慮した、化学物質管理への統合的な取り組みを明確にすべき</p>	<p>国家政府 労働組合 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局</p>	2016-2020	<p>すべての国で、化学物質管理への統合された取り組みが開発され、実施される。</p>	<p>モデル的な法律 訓練 産業界のイニシアチブ 組成の再検討 (reformulations) と代替物質の開発と推進</p>

57	<p>水銀や世界的懸念のある他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルで懸念のある化学物質</p>	<p>UNEP が実施している水銀とその化合物についての地球規模の評価のような、関連研究の総検討を含む適正な環境管理を通して、特に鉛、水銀、カドミウムによる人の健康と環境に与えるリスクの削減を推進すべき 10</p>	<p>国家政府 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)</p>	2006-2015	<p>すべての国で、人の健康と環境に有害な化学物質、とくに鉛、水銀、及びカドミウムにさらされるリスクが削減される。 関連する研究が特定され、記録される。 関連する研究の検討がなされ、成果が公表、周知される。 特に小規模のリサイクル企業にとって、鉛についてのリスク削減のための環境面で適正な技術が導入され、使用される。</p>	<p>リスク評価方法論 利用可能な訓練</p>
58		<p>水銀へのさらなる行動の必要性について、法的拘束力のある措置の可能性やパートナーシップ、その他の行動を含むあらゆる選択肢を考えたつ考慮すべき (UNEP 管理理事会の決議 23/9 による)。</p>	<p>IOMC (UNEP, UNIDO) (クリナーナードログションセンター)</p>	2005-2008	<p>水銀についてさらなる行動がとられること。</p>	<p>選択肢の分析 技術的能力</p>

59		地球規模で、製成品や工程に含まれる水銀への暴露による、人の健康や環境のリスクを減らす行動を直ちにとるべき(UNEP 管理理事会の決議 23/9による)	IOMC (UNEP, UNIDO) (クリーナープロダクションセンター)	2005-2010	さらなる行動がとられること。	立法
60		鉛とカドミウムに関連する地球的行动の必要性について将来の議論を喚起していくため、特に長期間の環境移動に焦点をあてた、科学的情報の検討を2007年のUNEP管理理事会第24回会合へ提出することを考慮すべき(UNEP 管理理事会の決議 23/9による)	IOMC (UNEP) 国家政府	2007	必要な行動が始まっている。	地球的行动の必要性についての評価
61	リスク評価、管理とコミュニケーション	一般の人々のリスク評価の際に、特定の人々(子供たち、妊娠中の女性など)が特異な感受さや暴露を示さないか考慮すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府	2006-2010	子供たちや妊娠中の女性の特異な感受さをもつかどうかの評価が実施される。	化学物質ごとに新規のリスク管理行動が必要かどうかの評価
62		化学物質の製造、使用、または処理段階でおきるリスクについての警告システムを実施すべき	IOMC (WHO)	2011-2015	すべての地域で、化学物質の製造、使用、または処理段階でおきるリスクについての警告システムが確立される。	計画 配置 管理